

【調査レポート】

埼玉県における外国人居住者及び外国人労働者の実態とその特徴 ～深化する地域のグローバル化への対応と多文化共生社会の実現に向けて～

ぶぎん地域経済研究所 調査事業部
上席研究員 松本 博之

【はじめに】

急速に進む少子化・高齢化、加えて人口減少社会という新たな社会の局面に直面するわが国において、労働力不足への対応に迫られている。労働力不足が経済や社会基盤の持続性を脅かすと懸念されている。

政府においても労働力不足の緩和のため、出生率の上昇を始めとして、女性・高齢者の就業促進、副業・兼業の促進、AIやロボット等による最新技術導入など多様な政策手段を取ってきた。ただこれらの施策の多くは、効果が見えるまで時間がかかる。むしろ、これまで労働力不足の緩和に効果を発揮してきたのは、実質的な外国人労働者の増加であり、労働力不足の業種を下支えしているのが現状である。

これまで我が国では、専門的な技術的分野以外において外国人労働者を受け入れないとしながらも、日系人や技能実習生、そして留学生のアルバイト労働として、労働需要の高まりのなかで、外国人労働者を受け入れてきた。実生活においても、コンビニエンスストアの店頭や飲食店でのサービスにおいて外国人労働者が対応するケースも、もはや普通のことになっている。

ただ一部の業種においては、現在の制度での対応に限界を迎えているものもあり、労働力不足の深刻化を背景に、政府は外国人労働者の受け入れ拡大の方針を打ち出した。外国人材の受入れ拡大に向けた改正出入国管理法案が2018年12月に成立し、2019年4月から単純労働を可能にした新たな在留資格「特定技能」が創設されることになった。このことは、これまでの外国人労働者は高度人材に限るとしてきた我が国の外国人労働者の受入れ方針の大きな転換点であるとの受け止め方が多い。

そこで県内の外国人居住者及び外国人労働者の最近の推移を含めた実態や埼玉県の全国及び首都圏他都県との違いについて県内の市区町村別のデータの分析等により、特徴を探る。そこから急増する外国人居住者と外国人労働者数の実態を詳らかにし、地域社会のグローバル化への対応と豊かな多文化共生社会構築のための考察としたい。

～本調査レポートの主な内容～

□急増する県内外国人居住者

2018年6月現在で、県内の外国人居住者（在留外国人数）は173,887人である。都道府県別では東京都、愛知県、大阪府、神奈川県に続く5番目の多さ。直近の5年間で53,078人増加し、同期間の増加率は43.9%。増加率は全国6位ながら、関東地方では最も高い。

□川口市の在留外国人は34,905人 市区町村別で全国3位

市区町村別に在留外国人を見ると、川口市が34,905人でトップ。2位の川越市、8,204人、3位の戸田市、7,186人を抑えて大きく抜きに出ている。因みに川口市は全国でも東京都新宿区、同江戸川区に続いて3位の数字。また県内で市区町村人口に占める在留外国人に割合が最も大きいのは、蕨市で8.81%。

◇県内の外国人労働者は65,290人、全国5位

2018年10月現在で、県内の外国人労働者は65,290人で全国5位。最近の5年間では2.3倍に増加している。増加率は全国8位で、関東地方で最も高い。

◇在留資格「専門的・技術的分野」の外国人労働者は少ない

大学教授、経営・管理、法律や医療など高度専門職での在留資格「専門的・技術的分野」、いわゆる“知的労働分野”で働く県内外国人労働者は7,387人で全体の11.3%。東京都の31.0%、神奈川県の21.3%を始め、全国平均の19.0%を大きく下回る。

◇急増する留学生のアルバイト労働者

直近の在留資格別外国人労働者の推移をみると、留学生のアルバイト労働者の増加が顕著だ。2013年に2,380人だったものが、2018年には12,345人と5倍を超える。

◇国籍（地域）別ではベトナム人労働者がトップ

国籍別外国人労働者を見ると、直近（2018年）ではベトナム国籍が16,572人で中国国籍の14,239人を抜いて、トップとなる。県内外国人労働者の4人に一人がベトナム国籍労働者となる。国籍別業種別の労働者数では、製造業、医療・福祉でフィリピン、建設、卸・小売業、宿泊、飲食サービス、サービス業でベトナムがそれぞれトップ。

◇外国人労働者の業種別シェアで、建設業が10.0%で全国トップの比率

外国人労働者の業種別で見ると、製造業で働いている人は外国人労働者全体の39.6%となり、全国計より約10%高く、首都圏でもトップである。また建設業では10.0%となっており、全国トップの比率となっている。

(※) 本文及び図表で取り上げた資料において、出所先によって元となったデータの年次表記が西暦、和暦の違いがあったが、本稿では「西暦」表記に統一している。

1. 埼玉県における外国人居住者（在留外国人）の実態

(1) 160 の国と地域から 17 万人超が在住

【図表 1】 都道府県別在留外国人数 (2018 年 6 月末)

	都道府県名	外国人数	構成比 (%)	増加率(%)
1	東京都	555,053	21.0	3.3
2	愛知県	251,823	9.5	3.6
3	大阪府	233,713	8.9	2.3
4	神奈川県	211,913	8.0	3.6
5	埼玉県	173,887	6.6	4.0
6	千葉県	152,186	5.8	4.0
7	兵庫県	107,708	4.1	2.0
8	静岡県	88,720	3.4	3.2
9	福岡県	73,876	2.8	2.6
10	茨城県	63,976	2.4	0.8
	全国計	2,637,251	100.0	2.9

(出所) 在留外国人統計 (法務省) より当研究所作成

* 増加率は対 2017/12 月末からの増加率

埼玉県内の在留外国人は直近の 2018 年 6 月の統計によると、173,887 人で都道府県別で東京都、愛知県、大阪府、神奈川県に続く、5 番目の在留外国人数となっている。

全国の在留外国人数の 6.6%が埼玉県に在住している。また直近 6 か月の増加率は 4.0%で、上位 10 都県の中で千葉県と並んで最も高い。

【図表 2】 埼玉県の在留外国人の推移 (主要 4 ヶ国・地域)

	在留外国 人数	対前期 増加数	対前期 増加率	中国	フィリ ピン	ベトナム	韓国+ 朝鮮
2013 年 6 月	120,809	2,964	2.52	48,062	16,403	5,010	17,767
2013 年 12 月	123,294	2,485	2.06	49,261	16,558	6,060	17,602
2014 年 6 月	126,066	2,772	2.25	50,688	16,720	6,819	17,322
2014 年 12 月	130,092	4,026	3.19	52,495	17,147	7,856	17,198
2015 年 6 月	134,374	4,282	3.29	53,847	17,459	9,703	17,084
2015 年 12 月	139,656	5,282	3.93	55,716	17,820	11,221	17,085
2016 年 6 月	145,997	6,341	4.54	57,671	18,189	13,483	17,164
2016 年 12 月	152,486	6,489	4.44	60,342	18,690	15,076	17,121
2017 年 6 月	160,026	7,540	4.94	62,948	19,169	17,262	17,164
2017 年 12 月	167,245	7,219	4.51	65,607	19,765	18,979	17,164
2018 年 6 月	173,887	6,642	3.97	67,759	20,145	20,878	17,311

(出所) 在留外国人統計 (法務省) より当研究所作成

埼玉県内に居住する外国人居住者（在留外国人）の実態を法務省から発表されている在留外国人統計の最近5年間の推移より分析する。

図表2は、半年ごとに法務省から発表される埼玉県内の在留外国人数の推移を表している。また彼らの出身地はアジア地域を中心に160の国と地域に分かれている。

最近5か年の推移を見ると、特にここ2～3年で在留外国人数が急増していることがわかる。2013年6月期では、120,809人であった県内の在留外国人は、半年ごとの調査結果において対前期比増加数で2,000人台、同増加率は2%台で推移していた。2014年12月期では、同増加数で4,000人台、同増加率で3%台となった。その後2016年6月期では、初めて同増加数6,000人超、同増加率4%超を記録した。ちなみに2013年6月期から2018年6月期の5年間で、県内の在留外国人が53,078人増で、同期間の増加率は43.9%となった。

図表2右（色掛け部分）は、埼玉県の在留外国人の国籍（地域）別で上位4つの国と地域の推移を見たものである。出身地として最も多いのが中国で2018年6月では67,759人と全体の約4割を占めている。この中で特に注目されるのがベトナムである。2013年6月が5,010人であったが、5年を経て2018年6月では20,878人と4倍以上に増加し、フィリピンを抜いて中国に次いで2番目に多い国となった。【図表2】

【図表3】最近5年間の都道府県別在留外国人数 増加率上位

順位	都道府県名	増加率(%)	2018年(人)	2013年(人)
1	沖縄県	68.01	16,364	9,740
2	島根県	55.85	8,561	5,493
3	熊本県	52.34	14,154	9,291
4	鹿児島県	50.33	9,546	6,350
5	北海道	44.59	32,943	22,783
6	埼玉県	43.94	173,887	120,809
7	宮崎県	43.64	4,207	6,043
8	福島県	42.49	13,521	9,489
9	千葉県	41.95	152,186	107,214
10	香川県	41.28	11,805	8,356
11	東京都	38.48	555,053	400,828
23	神奈川県	29.29	211,913	163,906
	全国計	28.70	2,637,251	2,949,123

(出所) 在留外国人統計（法務省）より当研究所作成

次に都道府県別に在留外国人数を見て、最近5年間の増加率を出したものが図表2である。埼玉県の増加率は、全国6位で、43.94%であった。埼玉県は在留外国人数上位5都府県の中で最も高い増加率を示した。ちなみに千葉県が9位の41.95%、東京都が11位の38.48%で、神奈川県は23位の29.29%であった。

(2) 市区町村別外国人居住者、川口市がトップ

県内の市区町村別に在留外国人数の実態を概観する。在留外国人が最も多いのは、川口市の 34,905 人で他の自治体を大きく引き離している。次いで川越市の 8,204 人、戸田市 7,186 人の順となっている。上位 10 自治体の顔ぶれを見ると、草加市、越谷市、三郷市の県東南部、川口市、蕨市、戸田市やさいたま市南区の県南部、そして川越市、所沢市、朝霞市と県南西部となっている。県内の在留外国人の多くは、県内のいわゆる“県南部”を横断する形で居住していることがわかる。【図表 4-1】

次に市区町村の総人口に在留外国人が占める割合について見ると、蕨市が最も高く 8.81%と市民の“約 11 人に一人”が外国人となる。次いで川口市の 5.92%、戸田市の 5.10%とここまでが 5%超となった。先ほどの在留外国人数で県内の上位 10 自治体の顔ぶれの多くが、在留外国人の割合においても上位に見られるところである。

しかしながら 4 位に上里町が 3.97%、7 位に本庄市が 2.92%と県北部の自治体が顔を出しているところが注目される。それぞれ人口は県南部の自治体と比較すると少ないが、在留外国人が多い企業がある群馬県の自治体とも隣接していることから、群馬県内の企業で勤務している外国人労働者が居住していることも要因の一つとして推察できる。

【図表 4-2】

【図表 4-1】

県内市区町村別在留外国人数

順位	市区町村	在留外国人数
1	川口市	34,905人
2	川越市	8,204人
3	戸田市	7,186人
4	草加市	6,584人
5	蕨市	6,574人
6	越谷市	6,308人
7	所沢市	5,474人
8	さいたま市南区	4,617人
9	三郷市	4,010人
10	朝霞市	3,876人

【図表 4-2】

県内市区町村別在留外国人比率

順位	市区町村	在留外国人比率
1	蕨市	8.81%
2	川口市	5.92%
3	戸田市	5.10%
4	上里町	3.97%
5	八潮市	3.74%
6	和光市	3.01%
7	本庄市	2.92%
8	三郷市	2.85%
9	朝霞市	2.75%
10	さいたま市桜区	2.72%

(出所)在留外国人統計(2018年6月)(法務省)より当研究所作成

注:埼玉県推計人口(2019年1月1日)現在をもとに市区町村人口に占める在留外国人の割合

法務省の在留外国人統計では、在留外国人の多い全国上位 100 自治体も合わせて明らかにしている。こちらのデータにおいても、最近の埼玉県内の在留外国人数の急増の一端がうかがわれるので、参考までに紹介したい。

一方で、2013年からの5年間で県内の大半の自治体で在留外国人が増加しているなかで、2自治体が減少となっている。その自治体は、秩父市と東秩父村で、秩父市は2013年が605人、18年が562人で43人の減少で、減少率は▲7.11%、東秩父村は2013年17人、18年が11人と6人減少で、減少率は▲35.29%となっている。

県内市区町村別 在留外国人増加率（最近5年間）

【図表6-1】 【市区部】

順位	市区	2018-13 増加率
1	蕨市	82.26%
2	戸田市	68.13%
3	川越市	64.31%
4	さいたま市浦和区	63.71%
5	さいたま市南区	60.93%
6	志木市	59.93%
7	川口市	56.62%
8	ふじみ野市	55.58%
9	鶴ヶ島市	51.64%
10	朝霞市	51.23%

【図表6-2】 【町村部】

順位	町村	2018-13 増加率
1	長瀬町	96.00%
2	滑川町	78.10%
3	嵐山町	63.25%
4	越生町	59.57%
5	三芳町	54.69%
6	川島町	53.54%
7	伊奈町	40.00%
8	寄居町	33.98%
9	鳩山町	33.75%
10	宮代町	30.84%

（出所）在留外国人統計（法務省）より当研究所作成

2. 外国人労働者資格を巡る新たな動向

（1）外国人労働者資格の現状

外国人労働者の資格については、既存の資格として、「専門的・技術分野」、「技能実習」、「特定活動」、「資格外活動」、「身分に基づき在留する者」の5つに分かれている。

労働者の規模としては、定住者や永住者等の「身分に基づき在留する者」が約46万人、次いで留学生のアルバイトを中心とする「資格外活動」が約30万人、以下、「技能実習生」、「専門的・技術的分野」が約24万人と続いている。

このような現状の中で2018年12月に出入国管理法が改正されて、2019年4月より新たな「特定技能」という就労を目的とした在留資格が創設されることになった。この「特定技能」という資格を巡っては、外国人労働者について期待と不安が入り交じった議論を呼んでいる。労働力不足に直面している各産業に向け、政府においては、前述のように「特定技能資格」が作られ、外国人労働者の受入れについての新たな局面を迎えることとなった。

そこで議論を整理する意味で、既存の外国人労働者資格と新設の「特定技能」がどんな資格となっているのかを示してみたい。【図表7】

【図表 7】 わが国における外国人労働者資格と概要

	分 野	概 要	規 模
既	専門的・技術的分野	大学教授、高度専門職（ポイント制による高度人材（学歴・年収・職歴等によるポイント））、経営・管理、法律・会計事務、医療、研究、企業内転勤、介護（介護福祉士）、技能（スポーツ指導者、航空機の操縦者等）等	約 23.8 万人
	技能実習	技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的	約 25.8 万人
	特定活動	経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人、外国人建設就労者、外国人造船就労者等	約 2.6 万人
存	資格外活動	留学生のアルバイト等、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1 週 28 時間以内等）での報酬を受ける活動が許可	約 29.7 万人
	身分に基づき在留する者	定住者（主に日系人）、日本人の配偶者等、永住者（永住を認められた者）等 ※これらの在留資格は在留中に活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能	約 45.9 万人
新設	特定技能	特定産業分野として指定された 14 分野で受け入れる外国人労働者の資格。相当程度の知識や経験を必要とする技能が求められる「特定技能 1 号」と同分野において長年の実務経験等により身につけた熟練した技能が求められる「特定技能 2 号」の 2 種類がある。	5 年間で最大約 34.5 万人

（出所）外国人労働力に関する政府資料等より当研究所作成

（2）新設される「特定技能」資格とは

今般の改正出入国管理法に規定された新しい在留資格である「特定技能」には、相当程度の知識や経験が必要とされる「特定技能 1 号」と、同分野について長年の実務経験等によって身につけた熟練した技能が求められる「特定技能 2 号」の 2 種類がある。それでは、「特定技能資格」にポイントを合わせ、制度の中身について考察したい。「特定技能資格」の概要を技能実習制度と比較することで、特徴を分析したい。

これまでの技能実習制度と新しい特定技能資格での違いについて、大きな違いは対象作業の中に単純労働が含まれるか否かということがある。技能実習制度では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」、技能実習法での基本理念として、「技能実習は、労働力の需給の調整手段としては行われてはならない」とされている。これにより単純作業ではないことが条件となっており、このために対象とされる業種も「モノづくり」に関連する職種や先端の技術を有する職種に限られる。実際のところ 1993 年の技能実習制度の創設当初には、製造業と建設業の 17 業種が認定業種であった。しかしながら、農業が 2000 年～、漁業が 2010 年～、ビルクリーニングが 2016 年～、介護が 2017～年を含む 77 業種まで拡大されたため有名無実化している。

一方で、今回新設される特定技能資格では、単純労働の受け入れが明記されている。対象業種は現時点では、生産性の向上や国内人材の確保のための諸施策を実施しても、人材の確保がなかなか難しいとされる 14 の産業分野について、一定の専門性や技能を持った即戦力となる外国人労働者を受け入れるための仕組みづくりを目的に新しい在留資格として創設された。

【図表 8】 技能実習制度と特定技能資格の比較

	旧技能実習制度	技能実習制度	特定技能資格（新在留資格）	
在留資格	技能実習	技能実習	特定技能 1 号	特定技能 2 号
施行年月	1993～2017 年 10 月	2017 年 11 月～	2019 年 4 月～	
受入れ国	15 カ国（中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ペルー、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベクスタン、カンボジア、ネパール、バングラデシュ）		当面 9 カ国（中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、カンボジア、ネパール、モンゴル）	
就労期間	最長 3 年	最長 5 年 （優遇措置）	通算 5 年 （更新なし）	制限なし （更新可能）
家族帯同	認められない	認められない	認められない	認められる
実務経験	必要	必要	必要なし	必要なし
対象業種	農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣料、機械・金属、その他の 76 業種 138 作業	旧技能実習制度の対象業種に「介護」が追加	建設、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、 宿泊業 、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食料品製造、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業、 外食産業 の 14 業種 （注 2）	熟練した技能を示す試験に合格したもの（建設、造船・舶用工業の 2 業種が検討されたが、当面は見送り）
対象作業	①単純作業でない、②送出し国の実習ニーズに合致する、③実習成果が評価できる公的評価システムがある		単純作業も OK	
管理監督	出入国管理局、JITCO	外国人技能実習機構	出入国在留管理庁 （出入国管理局より庁へ格上げ）	

（注 1）赤字は、技能実習制度と特定技能との違い

（注 2）宿泊業と外食業は、技能実習制度とは重複をしていない

（出所）法務省及び新聞資料等より当研究所作成

2つ目の違いが就労期間の延長の有無である。技能実習制度は2017年11月に新制度となり、優良な受入れ団体や企業という条件付きではあるが、在留期間がそれまでの3年から5年に延長された。しかしながら期間満了となった場合は、母国への貢献から必ず帰国させなければならない。

特定技能資格においても、1号資格の在留期間の上限は技能実習制度と同様の5年となっている。実際の運用においては、技能実習制度からの移行の形が多いと予測されていることから、「技能実習制度5年+特定技能1号5年」というかたちで10年間の実習と就労による滞在が可能となる。また1号資格者は、所管行政機関が規定する一定の試験に合格することでなどにより、「特定技能2号」に移行することが可能となる。2号資格者に移行できれば、在留期間は更新可能となり家族の帯同も認められる。このため外国人労働者にとっては、長期在留の道が開かれることになる。

以上の技能実習制度と特定技能資格の比較から考えられることは、特定技能資格の狙いは、一時的な労働力の拡充とされるところではあるが、これまでグレーゾーンで“なし崩し的”に進んでいた単純労働者としての外国人の就労を就労と明記したことは、外国人労働者の受け入れに関する大きな転換であるとされている。【図表8】

新資格による外国人労働者の受け入れについて、政府は既に試算を発表している。それによると政府では、労働者の不足数は、現在で約60万人、今後5年間で約145万人と見込んでいる。

【図表9】 外国人労働者を受入れる特定産業分野と受け入れ見込み数

業種	受け入れ見込み数（人）		（うち技能実習生からの移行）5年目までの累計人数
	2019年度	5年間	
農業	3,600～7,300	18,000～36,500	18,000～33,000
漁業	600～800	7,000～9,000	3,000～5,000
建設業	5,000～6,000	30,000～40,000	29,000～36,000
飲食料品製造業	5,200～6,800	26,000～34,000	20,000～25,000
素形材産業	3,400～4,300	17,000～21,500	17,000～21,500
造船・船用工業	1,300～1,700	10,000～13,000	8,500～11,500
産業機械製造業	850～1,050	4,250～5,250	4,250～5,250
電気・電子情報関連産業	500～650	3,750～4,700	3,750～4,700
宿泊業	950～1,050	20,000～22,000	7,000
外食業	4,000～5,000	41,000～53,000	0
介護業	5,000	50,000～60,000	0
自動車整備業	300～800	6,000～7,000	3,000
ビルクリーニング業	2,000～7,000	28,000～37,000	4,000
航空業	100	1,700～2,200	100
合計（各項目の最大値）	46,500	345,150	156,050

(出所)外国人材受け入れ・共生に関する閣僚会議資料の政府試算より当研究所作成

これに対して特定技能資格では、【図表 9】で示すように 2019 年度から 5 年間で、対象となる 14 業種において 26.3 万人から、最大で 34.5 万人で受け入れるとの方針である。試算されている人材不足数に対して 20%程度に止まっており、人手不足の解消には物足りないところではあることは否定できない。しかしながら新資格の運用により外国人労働者が最大で 30%程度的大幅に増加することが見込まれており、大きなインパクトになることは間違いないであろう。

業種別に 5 年間の受入れ見込み数を見ると、最も多い業種が介護業で 50,000～60,000 人、次いで外食業の 41,000～53,000 人、建設業の 30,000～40,000 人の順となっている。その他、ビルクリーニング業の 28,000～37,000 人や農業での 18,000～36,500 人などが注目される。農業においては、技能実習生からの移行が 18,000～33,000 人、また建設業でも同生からの移行が 29,000～36,000 人とされており、大半の特定技能資格の就労者が技能実習生からの移行として受け入れることが見込まれている。

埼玉県内の業種別外国人労働者は、業種が特定されるものでは食料品製造業が約 12,000 人、建設業が約 7,000 人、卸・小売業が約 6,000 人、飲食業が約 5,000 人となっている。これらの業種での特定技能資格での雇用が膨らむものと推察される。

3. 埼玉県における外国人労働者の実態

(1) 県内の外国人労働者は 65,000 人、全国 5 位

新設される「特定技能」等の内容を踏まえて、現在の埼玉県内での外国人労働者の実態や全国、隣接都県（東京都、神奈川県、千葉県）等の比較を交えて特徴を探っていきたい。

【図表 10-1】

【図表 10-2】

都道府県別外国人労働者数(上位)				都道府県別外国人雇用事業所(上位)			
	都道府県	外国人労働者数	全国に占める割合(%)		都道府県	事業所数	全国に占める割合(%)
1	東京都	438,775	30.0	1	東京都	58,878	27.2
2	愛知県	151,669	10.4	2	愛知県	17,437	8.1
3	大阪府	90,072	6.2	3	大阪府	15,137	7.0
4	神奈川県	79,223	5.4	4	神奈川県	13,924	6.4
5	埼玉県	65,290	4.5	5	埼玉県	10,345	4.8
6	静岡県	57,353	3.9	6	千葉県	8,865	4.1
7	千葉県	54,492	3.7	7	福岡県	7,625	3.5
8	福岡県	46,273	3.2	8	静岡県	6,869	3.2
9	茨城県	35,062	2.4	9	兵庫県	6,277	2.9
10	群馬県	34,526	2.4	10	茨城県	5,857	2.7
	全国計	1,460,463	100.0		全国計	216,348	100.0
	首都圏	637,780	43.7		首都圏	92,012	42.5
(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)				(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)			
(単位:人)				(単位:所)			

最新の外国人労働者の数については、労働省による「外国人雇用状況届」(平成 30 年

10月)によると、全国では1,460,463人に対して、埼玉県は65,290人で、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県に次ぐ5位となっている。全国の4.5%を占めている。ちなみに首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県)では、637,780人と全国の43.7%を占めており、上位の愛知県や大阪府での数値も加味すると全体の60%を超えることから、外国人労働者の都市部集中の実態が浮かび上がってくる。【図表10-1】

次に外国人を雇用している事業所については全国で216,348事業所、埼玉県は10,345事業所で、外国人労働者数と同じく、全国で5位となる。事業所についても都市部集中の実態は変わらないことがわかる。【図表10-2】

【図表11】 都道府県別 外国人労働者増加率(最近5年間上位)

順位	都道府県名	増加率(%)	2018年(人)	2013年(人)
1	福島県	201.56	8,130	2,696
2	沖縄県	191.68	8,138	2,790
3	福岡県	190.08	46,273	15,952
4	熊本県	167.38	10,155	3,798
5	青森県	141.49	3,137	1,299
6	宮崎県	139.54	4,144	1,730
7	大阪府	136.24	90,072	38,127
8	埼玉県	131.12	65,290	28,249
9	東京都	124.16	438,775	195,742
10	宮城県	122.92	11,001	4,935
11	千葉県	122.27	54,492	24,526
26	神奈川県	88.00	79,223	42,141
	全国計	103.55	1,460,463	717,504

(出所:「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)より
当研究所作成)

次に都道府県別に外国人労働者の増加率を見てみたい。図表11は2013年から18年までの外国人労働者の増加率の上位都府県を表している。全国計では、717,504人から5年間で1,460,463人とほぼ2倍に増加をしている中で、最も外国人労働者が増加したのは福島県で増加率が201.56%と3倍を超える人数となった。以下、沖縄県、福岡県、熊本県、青森県と宮崎県と東北地方と九州勢で上位が占められていることがわかる。

埼玉県は5年間で2.3倍となっており、大阪府に続いて全国8位だ。首都圏の各都県の中では、埼玉県が最も高くなっている。

(2) 在留資格別、「専門的・技術的分野」少なく

次に在留資格の「専門的・技術的分野」と「技能実習」について、都道府県別に外国人労働者数を見てみたい。「専門的・技術的分野」とは、大学教授、経営・管理、法律・会計事務、医療や研究などの分野を中心に働いている外国人労働者で、一般に学歴、年

収、専門性等も高いとされる人たちを指している。「技能実習」とは、技能移転を通じて、開発途上国への国際協力や国際貢献が目的とされ、一定期間に我が国の公的私的機関で受け入れ、技能や技術を習得させようとする制度である。

「専門的・技術的分野」での在留資格での外国人労働者数を都道府県別でみると、最も多いのが東京都で 135,867 人と全国のほぼ 50%が雇用されていることがわかる。東京都内にある政府関係機関、大学・研究機関や語学研修などの専門学校などが集積していることから、このような実態となることが推察できる。都内で働いている外国人労働者の実に 30%超が「専門的・技術的分野」の在留資格である。全国平均の 19.0%を大きく上回る結果となった。東京都の他には、京都府の 26.9%、大阪府の 22.4%、神奈川県 of 21.3%が上位となっている。【図表 12】

埼玉県では、「専門的・技術的分野」資格での外国人労働者は、7,387 人で、全国の第 6 位となっている。県内外国人労働者に占める割合としては、11.3%と東京都の 3 分の 1 程度、神奈川県 of 半分程度、全国と比べても、その割合は低い。学歴や年収の高い「専門的・技術的分野」資格での外国人労働者が占める割合が少ないことが特徴と言えよう。

【図表 12】

都道府県在留資格別外国人労働者数

	【専門的・技術分野の在留資格】		占有率	(うち技術・人文知識・国際業務)
1	東京都	135,867	31.0%	114,720
2	大阪府	20,173	22.4%	16,572
3	愛知県	19,371	12.8%	14,535
4	神奈川県	16,893	21.3%	12,800
5	福岡県	7,511	16.2%	5,337
6	埼玉県	7,387	11.3%	5,262
7	千葉県	6,411	11.8%	4,635
8	兵庫県	6,253	18.1%	4,307
9	静岡県	5,103	8.9%	3,223
10	京都府	4,690	26.9%	2,815
	全国計	276,770	19.0%	213,935

(出所) 外国人労働者数雇用状況 (法務省)

次に「技能実習」の在留資格では、最も多いのが愛知県で 33,310 人である。次いで大阪府の 16,403 人、広島県 15,534 人、東京都 15,182 で、それぞれ 15,000 人以上で上位に連ねている。埼玉県は 13,150 人で茨城県の後、第 6 位となっている。ちなみに県内の全ての外国人労働者に占める割合は 20.1%と全国計と、ほぼ同水準となっている。

本データによると、発展途上国を母国とする外国人が占める割合が多い「技能実習」においては、都道府県別に大きな違いがあることがわかる。「専門的・技術的分野」の

占める割合が30%超と全国で群を抜いていた東京都は3.5%と全国の21.1%を大きく下回る。一方で、**図表 13** の欄外に明記したように、東北地方や四国、九州地方で青森県、岩手県から鹿児島県の8県においては、県内の外国人労働者の60%以上を技能実習が占めるところもある。

【図表 13】
都道府県在留資格別外国人労働者数
【技能実習】

1	愛知県	33,310	22.0%	技能実習が60%以上の県 青森県、岩手県 徳島県、香川県、愛媛県 熊本県、宮崎県、鹿児島県
2	大阪府	16,403	18.2%	
3	広島県	15,354	48.2%	
4	東京都	15,182	3.5%	
5	茨城県	13,174	37.6%	
6	埼玉県	13,150	20.1%	
7	静岡県	11,989	20.9%	
8	岐阜県	11,641	37.2%	
9	福岡県	10,624	23.0%	
10	北海道	10,357	49.3%	
	全国計	308,489	21.1%	

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)より当研究所作成

(3) 急増する県内の“留学生労働者”

埼玉県について最近の在留資格別の外国人労働者の推移を見てみたい。**図表 14** は2013年から2018年までの推移を表している。

【図表 14】
埼玉県の在留資格別 外国人労働者数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
専門的・技術分野の在留資格	3,538	3,668	4,110	4,728	5,937	7,387
特定活動	141	202	346	615	1,035	1,619
技能実習	4,066	4,503	5,867	8,089	10,543	13,150
資格外活動	3,125	4,202	5,990	8,057	12,247	15,435
(うち留学)	2,380	3,321	5,064	6,824	10,386	12,345
身分に基づく在留資格	17,379	18,282	20,232	22,619	25,772	27,692

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(埼玉労働局)

前項で取り上げた「専門的・技術的分野」と「技能実習」の推移について、見てみたい。まず「専門的・技術的分野」については、2013年が3,538人、2018年には、7,387人とほぼ2倍となっている。また「技能実習」については、2013年から2018年まで、9,084人が増加し、3倍を超えた。

図表14の中から最近の動向として注目したいのは、「資格外活動」の中での留学生労働者の急増である。「資格外活動」とは、留学生のアルバイト等で本来の在留資格の活動を阻害しない範囲（1週28時間以内等）で報酬を受け取ることが許可されていることを意味している。中でも留学生が2013年の2,380人から2018年には12,345人と人数にして約1万人、5倍を超える倍率で増加している実態である。彼らの働き場所としては、コンビニエンスストアや外食産業等が中心となっていることは容易に推察ができる。一方で、この現象は、少子化に直面する県内の大学や専門学校等で中国や東南アジアからの学生を積極的に受け入れている実態も投影している。

（4）急増するベトナム人労働者が最も多い

【図表15】

	埼玉県国籍別 外国人労働者数の推移						占有率(%)
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
中国	9,491	9,778	10,309	11,245	13,084	14,239	21.81
フィリピン	5,320	5,989	7,050	8,101	9,525	10,642	16.30
ベトナム	1,824	2,990	5,380	8,564	13,001	16,572	25.38
ネパール	380	689	1,017	1,462	3,471	4,239	6.49
ブラジル	4,049	3,945	4,090	4,511	4,911	5,085	7.79
ペルー	1,507	1,442	1,570	1,696	1,860	1,894	2.90
韓国	914	927	1,056	1,204	1,417	1,541	2.36
インドネシア	—	—	—	—	—	2,088	3.20
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	1,469	1,484	1,551	1,581	1,733	1,862	2.85
その他	3,295	3,614	4,522	5,644	7,532	7,128	10.92
合計	28,249	30,858	36,545	44,008	55,534	65,290	100.00

（出所）「外国人雇用状況」の届出状況（埼玉労働局）

次に2013年から2018年までの埼玉県内の国籍別外国人労働者の推移を見てみたい。外国人労働者全体が28,249人から65,290人へと直近の5年間で2.3倍に増加するなかで、ベトナム人が目覚ましい増加を記録している。2013年には1,824人で中国、フィリピンやブラジル等に大きく水をあけられ、県内外国人労働者の中でも6.5%と、以前は大きな存在感を占めていたわけではなかった。ところが2018年には16,572人で9倍と大幅に増加している。国籍別の占有率においても中国を抜いてトップに踊り出て、25.38%と埼玉県内の外国人労働者の4人に一人がベトナム人という状況となっている。

ベトナム人労働者は、業種別に見ても万遍なく増加して、その存在感を増している。図表16は埼玉県内の外国人労働者を国籍別、業種別で見たものである。これによると、ベトナム人は「建設業」「卸・小売業」「宿泊、飲食サービス業」「サービス業」「その他」

で最も多いという結果となった。製造業でも 5,258 人とトップのフィリピンに後塵を拝す形ではあるが、その差は約 500 人と肉薄をしている。「教育・学習支援」では英語（外国語）講師（教師）を中心とするなかで、いわゆる先進国出身の労働者が 818 人と同業種の半分近くを占めていることがわかる。【図表 16】

【図表 16】

埼玉県の国籍別 業種別 外国人労働者数 (2018年10月)									
	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊、飲食 サービス業	教育、学習 支援業	医療、福祉	サービス業	その他	合計
中国(香港等を含む)	1,424	4,725	2,273	1,700	322	388	1,430	1,977	14,239
韓国	44	322	385	147	96	113	152	282	1,541
フィリピン	847	5,771	651	240	129	548	1,367	1,089	10,642
ベトナム	3,023	5,258	1,418	2,075	45	104	2,304	2,345	16,572
ネパール	26	2,212	375	262	12	21	843	488	4,239
インドネシア	327	1,315	57	36	5	57	151	140	2,088
ブラジル	117	2,655	136	56	20	86	1,398	617	5,085
ペルー	58	752	109	19	20	39	626	271	1,894
G7/8+オーストラ リア+ニュージーラ ンド	11	219	85	31	818	32	310	356	1,862
その他	628	2,598	764	508	245	154	1,066	1,165	7,128
合計	6,505	25,827	6,253	5,074	1,712	1,542	9,647	8,730	65,290

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(埼玉労働局)

(5) 県内の業種別外国人労働者、製造業が4割

【図表 17】 埼玉県内の業種別 外国人労働者数

農業	520	教育・学習支援	1,712	製造業	25,827
建設業	6,505	金融、保険業	362	【飲食料品】	(12,048)
運輸・郵便業	3,904	不動産、物品賃貸	389	【繊維】	(620)
卸・小売業	6,253	医療業	461	【金属製品】	(2,218)
学術研究等	1,267	福祉・介護業	1,071	【生産用機械】	(598)
飲食サービス業	4,888	職業紹介・労働者派遣	4,521	【電気機械】	(1,251)
生活関連・娯楽	1,015	その他サービス	3,862	【輸送用機械】	(3,205)

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(埼玉労働局)

埼玉県内の外国人労働者について、業種別の労働者数を見てみたい。埼玉県内の外国人労働者 65,290 人で、製造業で働いている人が 25,827 人と最も多く、次いで建設業の 6,505 人、卸・小売業が 6,253 人、飲食サービス業で 4,888 人などの順となっている。製造業について、より細かく見ると飲食料品で 12,048 人と製造業の半数近くが同業種で働いている実態が浮かびあがってくる。その他の製造業については、輸送用機械で 3,205 人、金属製品で 2,218 人、電気機械の 1,251 人となっている。

外国人労働者の埼玉県内での特徴を見るために、埼玉県、東京都、神奈川県と千葉県の 4 都県での外国人労働者を業種別にシェアを分析している。これによると、埼玉県で

は、全ての外国人労働者の中で、製造業が 39.6%、建設業が 10.0%の順となっている。埼玉県は外国人労働者の 2 人に一人が、建設業か製造業で働いていることがわかる。ことに建設業の 10.0%は全国の都道府県別では、全国トップの数値である。【図表 18】

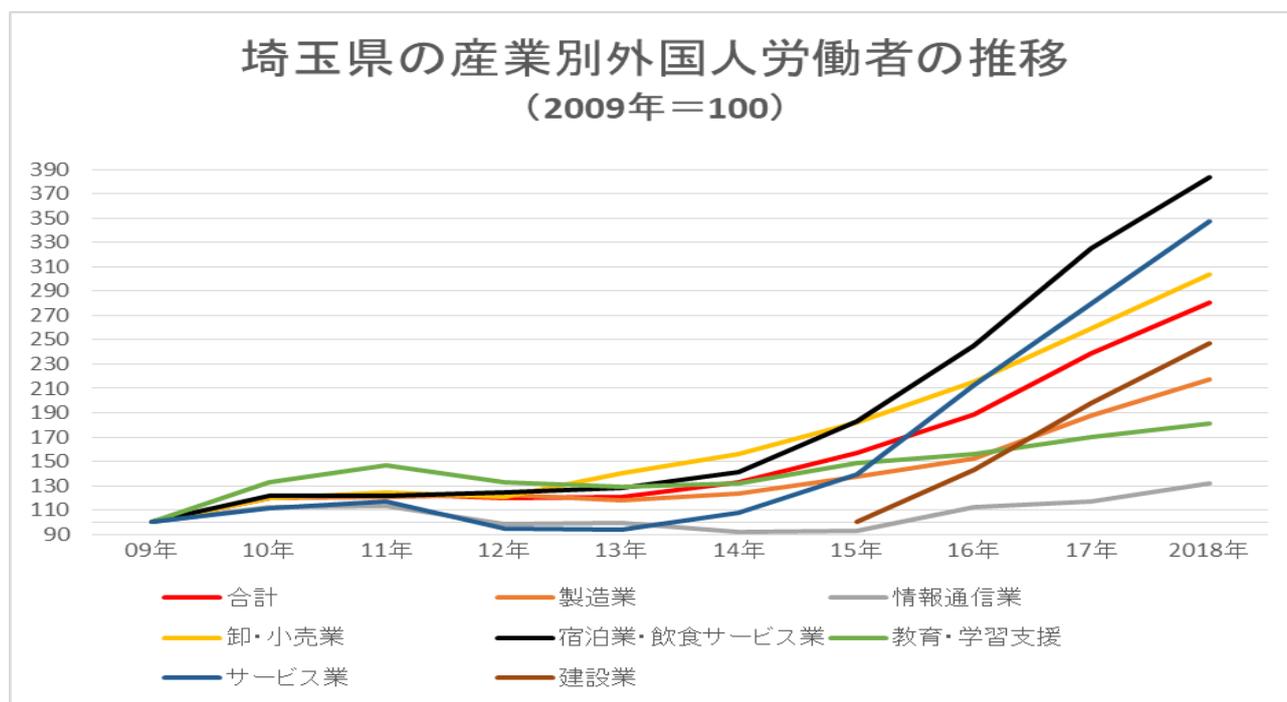
【図表 18】 埼玉県及び首都圏都県の外国人労働者の業種別シェア

	建設業	製造業	情報 通信業	卸売、 小売業	宿泊業、飲食 サービス業	教育、学習 支援業	医療、 福祉
埼玉県	10.0%	39.6%	0.7%	9.6%	7.8%	2.6%	2.4%
東京都	2.8%	6.0%	10.7%	19.4%	23.1%	5.1%	1.1%
神奈川県	8.5%	31.1%	3.8%	13.3%	11.2%	3.4%	3.3%
千葉県	7.9%	26.3%	0.9%	14.1%	12.0%	3.2%	3.5%
全国計	4.7%	29.7%	3.9%	12.7%	12.7%	4.8%	1.8%

(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)より当研究所作成

また 2009 年の各業種の外国人労働者の数を 100 として、その後の推移を見たが、これについては、宿泊・飲食サービス業が最も高い。

【図表 19】



(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)より当研究所作成

(注) 建設業についてのデータは 2015 年を 100 としている。

(6) 中小企業が半数、埼玉県内の外国人労働者受け入れ事業所

埼玉県内で外国人労働者を受け入れている事業所の実態を見てみたい。最近の5年間の推移を見ると、全体では2018年で10,345事業所となっている。2013年が5,268事業所であるから、ほぼ倍増していることがわかる。

また単純には比較できないが、2016年経済センサス(2016年6月)によると、県内の事業所数は250,834事業所である。このことから県内事業所の4.1%が外国人労働者を受け入れているものと推察ができる。

主な業種別で外国人労働者の受け入れ企業は、製造業が2,594事業所で最も多く、次いで建設業が1,848、卸・小売業が1,680と続いている。図表20からも分かるように全ての業種で外国人労働者を受け入れている事業所が増加しているが、ことに建設業においては、2013年の396事業所から2018年での1,848事業所と4.7倍に増加していることがわかる。人手不足の状況が著しい経営環境を反映しているものと考えられる。

【図表20】外国人労働者受け入れ事業所(業種別)推移

	2013年	2018年	2018—13年 増加率(%)
建設業	396	1,848	366.7
製造業	1,923	2,594	34.9
情報通信業	90	132	46.7
卸・小売業	794	1,680	111.6
宿泊、サービス業	591	1,298	119.6
教育、学習支援	162	235	45.1
医療、福祉業	—	602	—
サービス業	359	760	111.7
その他	948	1,196	26.2
全事業所	5,263	10,345	96.6

【図表21】従業員規模別 外国人労働者受け入れ事業所と外国人労働者数

	2013年	2018年	2018-13年 増加率(%)	2018年 外国人労働者数	一事業所あたり の外国人労働者数
30人未満	2,678	5,605	109.3	19,651	3.5人
30~99人	1,035	1,796	73.5	13,690	7.6人
100~499人	688	1,028	49.4	14,010	13.6人
500人以上	229	383	67.2	11,670	30.5人
不明	633	1,533	142.2	6,269	4.1人
全事業所	5,263	10,345	96.6	65,290	6.3人

【図表20】【図表21】(出所)「外国人雇用状況」の届出状況(埼玉労働局)

次に従業員数別の企業規模について、外国人労働者を受け入れている県内企業を見てみたい。先述のように県内の外国人労働者を受け入れている 10,345 のなかで、従業員 30 人未満の事業所数が 5,605 事業所と全体の 54.1%となっている。これに従業員 30～99 人の事業所数の 1,796 事業所を加えると、従業員 100 人未満の小規模事業所が 71.5%となる。外国人労働者を受け入れている事業所は規模の小さい事業所である。

また県内の外国人労働者、65,290 人の中で、ほぼ半数となる 33,341 人の外国人労働者が従業員 100 人未満の小規模事業所で働いていることがわかる。【図表 21】

【おわりに】

深化する地域のグローバル化への対応と多文化共生社会の実現に向けて

■増加する外国人労働者をどう受け入れるのか

外国人労働者の受け入れを増やすことには、自ずとメリットとデメリットが存在する。今回の新制度の創設の大きな目的は、労働力不足の緩和である。その点からは大いにメリットがあると考えられる。また人口減少地域においては、外国人労働者の流入によって人口減少に歯止めがかかり、地域社会が存続する可能性にも繋がっていくであろう。

一方で、デメリットとして、単純労働者としての外国人労働者の増加によって賃金上昇が抑えられ、日本人労働者の職場での環境改善が遅れてしまうという懸念や生産性の向上を遅らせ、阻む要因ともなってしまうとの議論も見受けられる。また地域社会でのトラブルの多発といったことを心配する向きもあることは確かだ。

これらのメリットとデメリットも表裏一体で、どうメリットを享受し、デメリットを克服していくかは、受け入れる側である我々の姿勢で大きく変わってくる。外国人労働者の増加は避けて通れない現実として受け止め、受け入れる企業だけでなく、行政、地域社会が一緒に乗り越えて取り組んでいかなければならない時代を迎えている。

■外国人労働者が働きたくなる企業や仕事、住みたくなる街 共生のまちづくりへ

新制度により、家族を伴う長期滞在の外国人が増加することが見込まれている。東南アジア諸国を中心とする労働者の受け入れについては、既に中国や韓国などとの競争が始まっている。新しい資格制度は、当然、このような現状を打破することも目的である。

そのためには、制度だけでなく「暮らしたい」「働きたい」と認識されるような地域づくりや会社づくりが必要で、地域としての受け入れ体制を整備していくことが肝要だ。行政サービスや生活（医療・保健・福祉サービスや防災）情報の提供における多言語化、相談体制の拡充、また外国人の子女教育の環境整備、そして長く働いてもらうための職場・労働環境の整備（外国人のニーズにあった福利厚生制度、職場環境や長期雇用を念頭においたキャリア形成制度）などが喫緊の課題となってくる。

(了)